

最高裁判所(第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和6年1月17日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年4月19日判決、本資料273号・順号13843)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年7月14日判決、本資料272号・順号13732)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	松井 衡ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	笹木 祐司

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年1月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 今崎 幸彦

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

裁判官 渡邊 恵理子